

政策5 ひと・まち・未来が輝く市民協働都市

～ みんなでつくるてだこのまち ～

社会や経済が「成長」から「成熟」の時代へと転換しつつある現在、市民が、自らの地域の課題やニーズを認識し、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく、「地域力」の重要性が高まっています。

また、地方分権の進展や行財政運営を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、質の高い行政サービスを展開していくためには、市民にとって必要性の高い施策・事業へ重点的に資源を配分していく視点が求められています。

まちづくりの主体は「市民」であるということを変更して認識し、連携・協力によるまちづくりの精神を広く浸透させるとともに、みんなで輝く未来にむかって「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」に取り組むことが、より重要となっています。

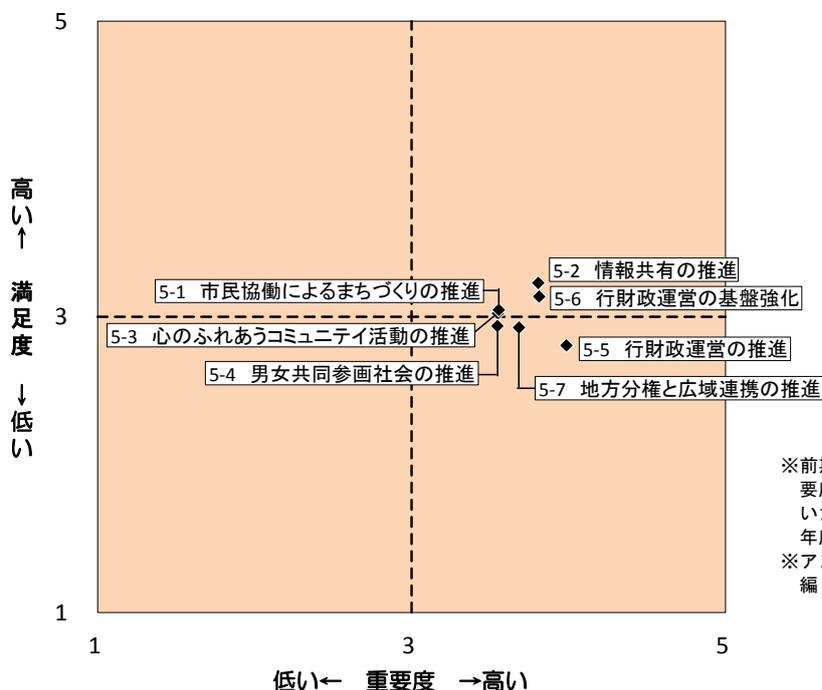
そのため、まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業等）と行政の協働体制を確立し、互いに対等な立場で理解を深め合い、自ら考え、行動するまちづくりを展開するとともに、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざします。

（基本構想・まちづくりの方向（再掲））

施策 5-1	市民協働によるまちづくりの推進	102
施策 5-2	市民の生活と活動を支える情報共有の推進	104
施策 5-3	心のふれあうコミュニティ活動の推進	106
施策 5-4	一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現	108
施策 5-5	効率的で効果的な行財政運営の推進	110
施策 5-6	行財政運営の基盤強化	112
施策 5-7	地方分権と広域連携の推進	114

◆施策に対する市民の声

5 ひと・まち・未来が輝く市民協働都市



※前期施策の満足度と今後の重要度を各5点満点で評価していただいた平均値（平成27年度市民アンケートより）
 ※アンケート調査の概要は資料編（P127以降）参照



施策 5-1 市民協働によるまちづくりの推進

現状と課題

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化や高度情報化の進展に伴い、市民一人ひとりの価値観と生活様式が多様化しており、今後とも変化していくことが予想されます。市民ニーズが多種多様化する中、行政だけで解決することが困難な課題も増えつつあります。

このような中、本市では、自治会などの地域コミュニティにおいて、子育てや高齢者の問題、ゴミや環境の問題など、身近な生活課題解決に向けた取り組みが活発に行われています。各種のボランティア団体やNPOなどの社会貢献活動も広がりをはじめており、活躍の場を求める積極的な市民等が増えるなど、より良いまちづくりへの機運の高まりがみられます。

行政の活動においても、計画の策定等にあたりワークショップを開催するなど、市民参

画の機会づくりに努め、市民協働のまちづくりを推進してきました。

地域福祉や教育など多様な場面において市民参画の拡充が求められる中、活動をけん引するリーダーの育成や積極的に参画したい市民と行政をつなぐ機能の充実が求められています。また、NPO等の各種団体の更なる活動を促進するため、活動拠点の確保や団体間のネットワークづくり等を支援していく必要があります。

市民等の積極的な活動を支援し、協働のまちづくりを更に推進するためにも、いま一度、行政と市民等が互いに担う役割等を整理するとともに、市民等の意向を市政運営に広く反映させることができる仕組みを構築する必要があります。

文化財の説明をするNPO法人うらおそい歴史ガイド友の会



提供:文化課

経塚公園基本設計時のワークショップ



提供:美らまち推進課

施策の目指す方向

市民等と行政による協働のまちづくりを推進するために、自治会、ボランティア団体、NPO、企業等の役割を整理しつつ、各主体がまちづくりの様々な場面で活躍できる機会を十分に提供するとともに、その活動の支援に努めます。

具体的な取り組み

5-1-1 市民参画機会の拡充と協働によるまちづくりの推進

- ①本市の協働に関する指針・方針を定め、市民、地域、企業、行政等のそれぞれの役割を整理しながら、市民や地域、企業等の主体的なまちづくり活動を支援・促進します。
- ②道路、公園や景観など各分野において、計画立案や事業実施等の各段階で市民参画を促し、市民協働によるまちづくりを推進します。
- ③てだこ市民大学卒業生など、地域のキーパーソンとなる人材の知識や技術等を活かしたまちづくりを推進するため、市民や地域等のニーズ把握等に努めるとともに、地域活動やまちづくり活動への参画機会の拡充に努めます。

5-1-2 ボランティア団体やNPO等の活動支援

- ①ボランティア団体やNPO等の活動拠点として、既存公共施設等の活用・充実を図ります。
- ②地域に根ざした市民活動やボランティア活動などを支援します。
- ③自治会や市内で活動する各種団体が互いに交流・情報交換ができるよう、地域ネットワークの拡充を促進します。
- ④市民参画のきっかけづくりを図るため、ボランティア団体やNPO等の活動情報を一元化するとともに、その活動や目的が広く市民へ理解されるよう、必要な情報を市民へ積極的に提供します。
- ⑤ボランティア団体やNPO等の活動を支援する行政組織体制の充実を図ります。

てだこ市民大学の学生



提供:生涯学習振興課

ボランティアで道路に花を植える「美らまちサポーター」



提供:美らまち推進課



施策 5-2 市民の生活と活動を支える情報共有の推進

現状と課題

国においては、平成 25 年度に閣議決定された「世界最先端 IT 国家宣言（H27 年変更）」において、IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化や公共サービスのワンストップ化等の柱が示されました。また、住民等による情報公開制度の活用が進む一方、社会保障・税番号制度^{※1}（マイナンバー制度）の導入等により、個人情報の保護がこれまでより一層重要性を増しています。

本市においても、市民の市政参画を促進するためには、市民と行政との信頼関係の維持が重要であり、開かれた市政運営を推進するとともに、個人情報の適切な保護が必要です。

本市の情報提供は、広報うらそえの発行をはじめ、ホームページ、FM21 のラジオ放送、声の広報^{※2}などに取り組んでいます。また、マスコミとのティータイムなどマスコミを通じて報道される広報活動（いわゆる「パブリシティ」）を積極的に活用すると共に、新たな取り組みとして、公式 SNS、公式ア

プリケーション（うらコロ）など、ICT を活用した新たな情報発信を進めてきました。今後は、それら情報媒体のさらなる活用を図りつつ、市民への情報提供・発信の充実を図っていく必要があります。

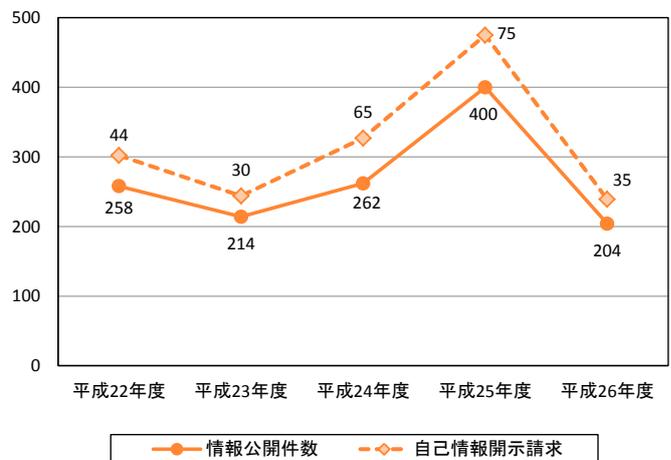
また、平成 12 年度に運用を開始した情報公開制度においては、市民等からの請求件数が増加傾向にあるなど、市民の制度への理解が定着しつつあります。今後も、情報公開制度の迅速な運営及び活用の促進により、市民への情報提供の円滑化を進めていくとともに、本市の個人情報保護条例に基づき、適切な個人情報の保護を進めていく必要があります。

電子化による行政サービスの推進については、多様な場面での ICT 活用による行政サービスの向上をめざし、電子自治体の更なる構築に向けて取り組んでいく必要があります。

※1 社会保障・税番号制度：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤。個人番号は、国内の全住民に付番される 12 桁の番号。

※2 声の広報：視覚障がい者のために、市が毎月発行している「広報うらそえ」を音訳ボランティアが毎月音訳し、浦添市ボランティア連絡協議会で校正・編集し、カセットテープ等で発行している。

情報公開・個人情報保護制度の請求状況



資料：総務課



施策の目指す方向

開かれた市政運営及び市民の市政参画を促進するために、市民が必要とする市政情報を速やかに提供する環境の充実や情報公開制度を拡充するとともに、個人情報の適切な保護に努めます。また、情報化による行政サービスの一層の向上を目指し、市民サービスの更なる向上に努めます。



具体的な取り組み

5-2-1 広報・広聴活動の充実と広報手段の多様化

- ①市民に適切で分かりやすい情報を提供するため、広報誌や市ホームページ等の内容充実に努めます。また、ホームページの積極的な情報更新により、最新情報の提供に努めます。
- ②市政情報を、市民がいつでも気軽に利用できるよう、様々な情報媒体を活用した広報手段の運用に努めます。
- ③ご意見箱や市のホームページ、行政懇談会などを通して市政に対する意見等を収集し寄せられた意見の公開等に努め、広聴活動の充実を図ります。

5-2-2 情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用

- ①市政の情報提供を拡充するため、インターネットを活用した公文書公開請求や市政情報センターの資料閲覧の充実に努めます。
- ②情報公開制度の内容や手続等に関する周知徹底を図るとともに、個人情報保護制度の普及・定着に努めます。
- ③市の情報公開条例等に基づき、積極的な情報公開と個人情報の適切な保護など、両制度の円滑な運用に努めます。

5-2-3 電子化による行政サービスの向上

- ①「情報化基本計画（仮称）」を策定し、同計画に基づき電子自治体のさらなる構築に向けて取り組みます。
- ②市民サービスの向上を図るため、ワンストップサービス及びノンストップサービスをはじめ、電子申請・届出等のシステムづくりなど、総合的な情報基盤の整備に努めます。
- ③住民票等自動交付機の利用促進を図るとともに、平成28年から始まったマイナンバー（個人番号）制度の動向に注視し、住民票等証明書のコンビニエンスストアでの交付を検討するなど、行政サービスの電子化を推進します。
- ④情報環境の変化に対応できる技術向上に努め、情報化時代に対応できる人材を育成します。
- ⑤情報通信ネットワークシステム等の整備を推進し、地域活性化ならびに市民や来訪者の利便を図ります。



■主な目標値

指 標	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目標値)
市公式ホームページの年間アクセス数	約 50 万アクセス	70 万アクセス

施策 5-3 心のふれあうコミュニティ活動の推進

現状と課題

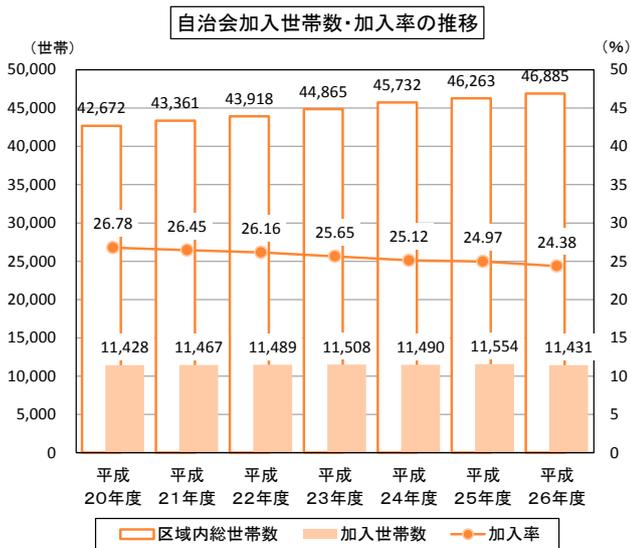
近年の都市化や高度情報化の進展は、市民生活の利便性と快適性を向上させた反面、核家族化や価値観の多様化を進行させ、地域間・世代間交流を減少させるなど、地域社会における連帯意識の希薄化をもたらしています。

本市では、自治会、婦人会、老人会、子ども会などによる地域活動をはじめ、多様な団体による文化活動や福祉活動など様々な活動が行われています。また、自治会においては自治会加入率の低下、役員・会員の高齢化

等の課題解決に向け取り組むため、平成 18 年度には「浦添市自治会活性化推進協議会」が設立され、自治会間のネットワークづくりも進められています。

今後も、地域コミュニティの充実・強化を図るため、地域活動の拠点となる集会施設の整備の支援を継続していく必要があります。

さらに、市民憲章の普及・啓発や、てだこまつりなどを通して、市民意識の高揚と市民相互の連携を促進することも重要です。



てだこまつり



提供：市民生活課

てだこまつり



提供：市民生活課

てだこまつり



提供：市民生活課



施策の目指す方向

誰もが安心して、楽しく住み良い地域社会を築き上げるために、地域コミュニティ活動をはじめとする多様な自主交流の充実を支援していきます。

また、地域コミュニティを基盤にした住民の自主的・積極的なまちづくり活動を支援し、住民相互の助け合いによる住民自治の充実を図ります。



具体的な取り組み

5-3-1 地域コミュニティ活動の拡充

- ①本市のまちづくりを支える自治会において、多様な交流機会を支援するとともに、地域コミュニティ活動の充実・強化を促進します。
- ②地域住民の社会生活や自主的なまちづくり活動の支援に関わる情報提供や学習機会の充実に努めます。
- ③地域コミュニティリーダーとしての自治会長会の自主的研修等及び、地域における問題解決能力の向上を支援します。
- ④市民の自主的交流の活性化を図るため、集会施設など魅力あるコミュニティ施設の整備・充実等を支援します。
- ⑤自治会組織の活性化を促進するため、浦添市自治会活性化推進協議会を中心とした自治会間の情報交換の促進やネットワークの構築等を支援します。

5-3-2 地域・まちづくりへの参画の促進

- ①市民憲章の普及・啓発に努め、その実践活動を支援します。
- ②てだこまつりをはじめ、市民の自主的参加による市民まつりを支援します。
- ③まちづくりに対する市民の意識の向上を図るため、広報誌や ICT 等を活用し、地域づくり・まちづくりへの参画を促進します。

浦添市民憲章実践作文コンクール表彰式



提供：市民生活課



■主な目標値

指 標	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目 標 値)
市民憲章環境美化活動参加者数	15,303 人	増加

施策 5-4 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

現状と課題

わが国では、男女が互いにその人権を尊重し合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が緊急な課題となっています。そのため、「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめ様々な施策に取り組み、現在は平成 27 年度に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第 4 次）」に基づき、男女共同参画施策の推進を図っています。

本市では、平成 18 年に「第 2 次男女共同参画行動計画（てだこ女男（ひと）プラン）」を策定し各種施策を展開するとともに、「浦添市男女参画推進条例」の制定や「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター」の整備等、様々な取り組みを進めてきました。

こうした中で、政策や方針決定過程への女性の参画を示す各審議会等委員の女性の登

用率は、34.0%（H26 年）と国が目安としている 30%には達しているものの、いまだ女性委員が不在の審議会等がある状況もみられるなど、多くの課題が残っています。

さらに、女性のエンパワーメントのためには、女性リーダーの育成をはじめ女性団体のネットワークの拡充が求められており、男女がともに能力を発揮し、社会で活躍するための仕事と家庭生活や地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が一層重要性を増しています。

今後とも、一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識の普及啓発や行政、市民、事業者等の協働による取り組みの推進が求められています。

浦添市の審議会等における女性委員の登用状況

（各年 4 月 1 日現在）

	平成 22 年	平成 26 年
割合	29.4%	34.0%
女性委員数	194	136
総数	659	400

資料：ハーモニーセンター

講座の様子



提供：ハーモニーセンター

施策の目指す方向

女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の啓発や環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

5-4-1 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

- ①「第三次男女共同参画行動計画（てだこ女男（ひと）プラン）」を策定し、同計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。
- ②男女共同参画社会への理解を深めるための広報、啓発活動に努めます。
- ③家庭や地域、学校、職場で、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った意識改革を図ります。

- ②女性が社会・経済的に力をつけ自立した存在になるよう、各種講座等の充実を図るとともに、浦添市女性団体連絡協議会等と連携し、ネットワークの拡充に取り組みます。
- ③研修機会の確保等、女性の社会参画促進に必要なリーダーや組織の育成に努めます。
- ④男性の家庭生活における役割の充実や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のために、各種講座などの学習機会を拡充します。
- ⑤雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係法令の周知や意識啓発などに努めます。

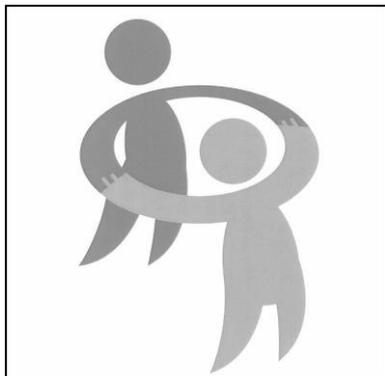
5-4-2 男女共同参画を実現する環境整備

- ①社会の中で女性の意見や考え方が十分反映されるよう、各種審議会など政策や方針決定への女性の参画を進めます。

■主な目標値

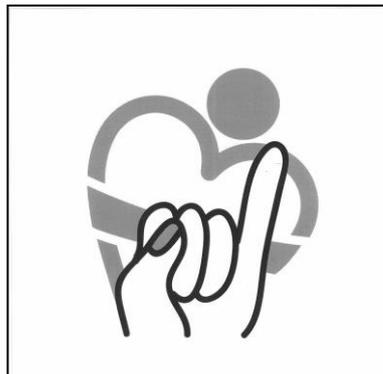
指 標	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目 標 値)
女性委員を含む審議会等の割合	86.5%	100%

浦添市男女共同参画推進シンボルマーク



提供:ハーモニーセンター

浦添市女性に対する暴力をなくす運動シンボルマーク



提供:ハーモニーセンター

施策 5-5 効率的で効果的な行財政運営の推進

現状と課題

本市は、「最少の経費で最大の効果を挙げる」とする地方自治の基本原則を踏まえ、効率的で効果的な行政運営を推進するとともに、4次にわたる行政改革大綱等に基づき、時代の要請に対応した行財政改革に取り組んできました。

社会環境の変化に適切に対応し、限られた財源の中で市民の満足度を高めていくためには、より一層効果的、効率的、計画的な行政運営に努めていく必要があります。

事業実施後に評価を行い、その効果を検証することは重要なことであり、今後とも

PDCA サイクルの構築に努めるとともに、その結果を行財政運営に活かすことが求められています。

また、情報化の推進や行政組織の見直し等により、社会情勢に即した行政運営を行っていく必要があります。

更に、より質の高い市民サービスを目指し、職員の能力向上に努めるとともに、社会情勢に適切に対応できる組織体制に努める必要があります。

人口千人当たりの市職員数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口千人当たりの職員数(人)	6.38	6.29	6.24	6.12	6.09

資料：市町村財政比較分析表(普通会計決算)

職員研修の様子①



提供：職員課

職員研修の様子②



提供：職員課

施策の目指す方向

総合計画と限られた財源との調整を図りながら、多様化する行政需要に的確に対応するため、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、事務事業を含めた総合的な行政評価制度の構築に努めます。

具体的な取り組み

5-5-1 事務の効率化

- ①効率的な事務処理を進めるために、事務事業の総点検運動を継続的に実施するとともに、PDCAサイクルが形成できるよう事務処理の能率化・迅速化に努めます。
- ②市民サービスや事務能率の向上のために、情報化による行政サービスの向上を図ります。
- ③地方分権や社会情勢の変化等を踏まえつつ、効率的な行政組織の見直しを図ります。

5-5-2 計画行政の推進

- ①将来の財政負担を考慮しながら、総合計画等に基づき計画的な事業実施を推進します。
- ②財政状況に応じた実施計画を策定します。
- ③総合計画をもとに、分野別に策定された各種計画と整合性を図り、計画行政を推進します。
- ④市民サービスの向上を図るため、効率的な行政運営に努め、行財政改革を積極的に全庁体制で取り組みます。

- ⑤公共施設、インフラ資産等の維持管理について、長期的・包括的視野に立った指針を策定し、財政負担の平準化、適切な配置等に努めます。

5-5-3 政策形成の充実と評価制度の導入

- ①政策形成能力や創造能力を有する人材を育成するための効果的な研修の実施及び人事評価制度の充実に努め、職員の人材育成と組織の活性化を図ります。
- ②職員の自己啓発制度の充実や人事評価制度の活用等により、職員の資質や能力の向上と意識の改革に努めます。
- ③総合的な行政評価制度の確立に努め、効果的で効率的な行財政運営を目指します。

■主な目標値

指 標	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目標値)
経常収支比率	87.2%	90%未満を維持

施策 5-6 行財政運営の基盤強化

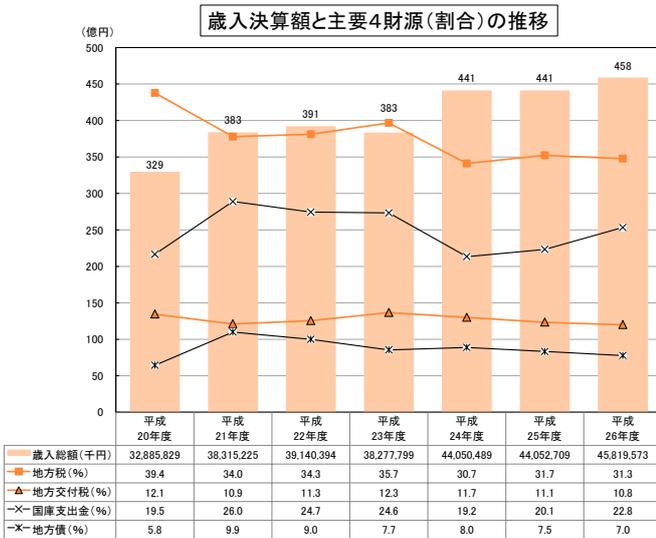
現状と課題

本市においては、納税環境の拡充等による市税の収納率向上や、受益者負担の適正化を考慮した手数料の見直しなどを行い、歳入の安定確保に努めてきました。

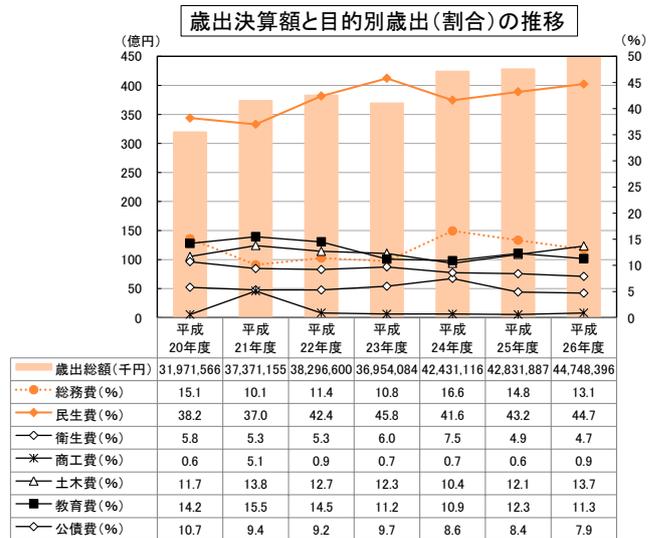
また、選択と集中の視点による事業の見直し、指定管理者制度の導入をはじめとする民間活力の導入等に取り組んできました。

今後とも、行政改革大綱などにに基づき、歳入の安定化に努めるとともに、限られた財源の重点配分や有効活用を図り、民間活力の積極的な導入に努めるなど、計画的で効率的な財政運営に努める必要があります。

人口減少時代に突入したわが国において、生産年齢人口の減少や進行する高齢化等により納税基盤が弱体化し、それに伴う歳入の減少等が懸念されています。本市の人口は、今後もしばらく増加傾向で推移するとみられますが、全国的な納税基盤の弱体化は本市にも少なからず影響があるものと思われます。そうした社会情勢を踏まえつつ、事業の目的と成果を明確にしたうえで限られた財源で最大の効果をあげるよう、中長期的な展望を持ち財政運営に取り組んでいく必要があります。



資料：浦添市決算状況



資料：浦添市決算状況

平成27年度から指定管理者制度を導入した「森の子児童センター」と「前田ユブシが丘児童センター」



提供：保育課



施策の目指す方向

公平でより効率的な行財政運営の実施に向けた中長期財政計画のもと、民間活力の導入に努めるとともに、財源の重点的かつ効果的な予算編成と執行を行い、あわせて財源の安定確保に努めます。



具体的な取り組み

5-6-1 歳入の安定化

- ①市税の課税客体の的確な把握と納税意識の高揚を図ります。
- ②納税環境の拡充により、市民の利便性向上を図るとともに、市税徴収率の向上に努めます。
- ③社会経済情勢や利用目的に見合った手数料や使用料など、受益者負担の適正化に努めます。

- ②選択と集中の視点から、事業の必要性・緊急性等を総合的に判断し、効率的な財政運営に努めます。
- ③地方分権や法制度の改正等に伴う財政需要の拡大に対応するため、中長期の財政計画の策定を検討し、中長期的展望に立った財政運営に努めます。

5-6-2 歳出の弾力化

- ①適正な歳出規模の堅持とその成果を確認し、将来の世代に過重な負担にならないように、過度に市債に依存しない適正な財政運営に努めます。

5-6-3 民間活力の導入

- ①市民サービスの向上と行政コストの縮減を図るため、業務委託、指定管理者制度の導入等、民間活力の積極的な導入に努めます。



■主な目標値

指 標	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目 標 値)
市税徴収率	96.8%	97.1%以上

税に関する標語・作文表彰式



提供：学校教育課

平成 27 年 12 月市民課窓口業務(一部)の民間委託開始



提供：市民課



施策 5-7 地方分権と広域連携の推進

現状と課題

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が平成 12 年に施行されたことに伴い、多様な分野で地方分権が進んでおり、それに伴う国や県からの権限移譲等、市町村に求められる役割も大きくなってきました。そうした状況の中で、社会資本の有効活用や財政の効率化等を進めるにあたり、市町村の枠を超えた広域的な連携がより一層重要性を増しています。

本市では、権限移譲に伴う事務移管への適切な対応に努めるとともに、南部広域市町村圏事務組合における広域行政サービスの提供や沖縄県、那覇市及び本市で構成する那覇港管理組合における那覇港湾浦添埠頭の整備及び本市の西海岸開発への取り組みを進めています。さらに、高齢者医療制度の事務については、平成 20 年 4 月から老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行し、沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携・協力により、適切な後期高齢者医療制度の運営に努め

ています。その他にも、沖縄本島中南部都市圏としての道路・交通や都市計画、駐留軍用地跡地利用計画等の広域的な調査・計画等、国、県、他市町村と連携・協力しながら取り組んでいるところです。

今後とも、権限移譲に伴う円滑な事務移管に対応するとともに、広域的な連携により一層高い効果が期待できる事業については、その実現性について積極的に検討する必要があります。また、国、県、他市町村との連携を強化することも求められています。

平成 27 年 10 月に東京都の青山学院大学と「浦添市と青山学院大学の包括連携に関する協定」を締結し、地域づくり・まちづくりの推進や教育研究・文化の振興、人材育成等の分野において連携・協力していくことを確認しました。今後とも、こうした学術分野との連携をはじめ、産業分野等との連携に積極的に取り組んでいくことが求められています。

那覇港管理組合（那覇ふ頭船客待合所内）



提供：那覇港管理組合

青山学院大学との包括連携に関する協定 締結式



提供：企画課



施策の目指す方向

地方分権化に対応した自立性の高いまちづくりを推進するため、地域の実情を踏まえ、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。

また、限られた財源の中で市民サービスの向上や円滑なまちづくりを推進するため、広い視点からの施策展開と各種事業の整合性に努め、国、県、他市町村との連携強化を図るとともに、広域行政の展開に努めます。



具体的な取り組み

5-7-1 地域の視点に立ったまちづくりの推進

- ①地域の個性を活かし、活気に満ちた魅力ある地域社会を築き上げるために、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。
- ②国や県からの権限の委譲に伴う適正な税財源の配分を推進します。

5-7-2 広域連携の推進

- ①広域行政の強化に向け、構成市町村との連携強化を図ります。
- ②那覇港は本県の自立的経済発展や本市振興の活性化に大きく貢献することから、那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図ります。

- ③沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携・協力のもと、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めます。
- ④近隣市町村との学習会等に取り組み、新たな広域連携の必要性を検討します。

5-7-3 国や県等との連携

- ①国や県など広域の計画を踏まえた各種計画の策定、広域計画への浦添市の計画の位置づけなどに努めます。
- ②国、県、他市町村との連携のもと、各分野での事業を円滑に推進します。
- ③多様なまちづくりの課題解決に向けて、産学官等連携によるまちづくりを推進します。

沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川庁舎内)



提供: 沖縄県後期高齢者医療広域連合

南部広域市町村圏事務組合等主催による自治体職員政策形成セミナー研修報告会



提供: 職員課